

2006年12月11日

各位

日新火災海上保険株式会社

付随的な保険金の支払い漏れに係る調査完了時期等について

日新火災海上保険株式会社（社長：宮島 洋）におきましては、保険業法に基づく報告命令について、以下のとおり金融庁に報告を行いましたのでお知らせいたします。

付随的な保険金の支払い漏れにつきましては、昨年より調査、検証を実施してきましたが、自動車保険において複数の保険種目が同時に支払われる場合が存在し、これらの組合せ等の一部について調査未了となっております。今般、これまで実施していなかった、保険金の支払い漏れを検証するための書類等が弊社以外の保険会社に保存されている組合せ等についても新たに追加調査を実施することといたしました。

損害保険会社の最も基本的かつ重要な機能である保険金の支払いにおいて、今回のような事態を発生させたこと、また長期間にわたりお客さまおよび関係者のみなさまに多大なご迷惑をおかけしましたことをあらためて深くお詫び申し上げます。

1. 調査が最終的に完了する時期

2007年3月末を最終的な期限とし、できる限り前倒しで実施します。

2. 2007年3月末で調査が完了すると判断した根拠

本調査を経営の最優先課題と位置づけ、自動車保険の組合せ（以下の表を参照）等調査対象範囲を明確にした上で、既に設置済みの「支払集中センター（※）」を含む現在の損害サービス部門の体制に加え、約120名の社員等を新たに投入することを決定しています。

新たな体制の下、調査工程別の進捗管理を綿密に行うことで2007年3月末までに調査を完了することが可能と判断しております。

※「支払集中センター」は、付随的な保険金の支払い漏れ調査のため2006年9月に埼玉と大阪に設置しました。

《 調査を実施する自動車保険の組合せ 》

既にお支払い済みの保険金	支払い漏れの調査を行う保険金	調査対象件数
搭乗者傷害保険金	人身傷害補償保険金	11,119
	無保険車傷害保険金	9
	対人賠償保険金	105
無保険車傷害保険金	人身傷害補償保険金	0
対人賠償保険金	自損事故保険金	2
	人身傷害補償保険金	230
人身傷害補償保険金	対人賠償保険金	71
合計		11,536

※調査対象期間：2002年4月～2005年6月

※2006年9月29日に報告済みの組合せを除きます

3. 今後の調査態勢

(1) 調査の体制

本調査を経営の最優先課題と位置づけ、現在の損害サービス部の体制に加え、本社管理部門および営業部門から約120名の社員等を動員します。また、事前に調査手順に関するマニュアルを整備し研修を実施するなど、万全の体制でお客さま対応を実施してまいります。

(2) 調査の方法

調査対象の事案について、判断のために必要な書類等の内容を確認するとともに、お客さまの同意をいただいた上で他の保険会社から資料等を取り付け、支払い漏れの有無および追加でお支払いすべき保険金の算定を行います。

追加でお支払いすべき事案については、速やかにお客さまにご案内し、保険金のお支払い手続きを進めてまいります。

4. お客さま専用お問い合わせ窓口

お支払い手続きに関する件や、ご不明な点・ご質問などにつきましては、下記（お客さま専用お問い合わせ窓口）までご連絡をいただきますようお願いいたします。

（お客さま専用お問い合わせ窓口）

フリーダイヤル：0120-25-7474

※受付時間：午前9時～午後5時（土曜・日曜・祝休日を除く）

※携帯電話・PHSからもご利用いただけます。

以 上

＜ニュースリリースに関するお問い合わせ先＞

経営企画部広報グループ

TEL：03（5282）5503